

埼玉県高等学校定時制課程生徒修学奨励費貸与条例をここに公布する。

埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例

（目的）

第一条 この条例は、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青少年に対し、修学奨励費を貸与することにより、これらの課程における修学を促進し、もつて教育の機会均等を図ることを目的とする。

（修学奨励費の貸与の対象者）

第二条 修学奨励費の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 県内の高等学校の定時制の課程（県内の高等学校の単位制による課程（以下「単位制による課程」という。）であるものを除く。以下「定時制の課程」という。）に在学する生徒で、次のいずれにも該当するもの

イ 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者の年間の所得が二百七十九万円（その者が扶養親族を有している場合にあつてはその者の年間の所得が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に基づく所得税の課税対象とならない額の最高額、その者を扶養親族としている者がいる場合にあつては当該扶養している者の年間の所得が同法に基づく所得税の課税対象とならない額の最高額のそれぞれ百九十二パーセントに相当する額）以下のもの

ロ 経常的収入を得る職業に従事している者（賃金、給料、利潤、報酬、手当、賞与等名称のいかんを問わず、一定の労務提供に対する対価としての収入を将来にわたり継続的に得ることを目的として特定の職業（自家自営業を含む。）に従事している者をいう。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第三項に規定する失業の状態にある者

ハ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与又は埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けていない者

二 県内の高等学校の通信制の課程（単位制による課程であるものを除く。）に在学する生徒又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条第三項の規定による文部科学大臣への届出に係る高等学校の通信制の課程に在学する生徒のうち県内に住所を有する者で、前号のイから八までに該当し、かつ、当該生徒が在学する高等学校における所定の各教科に属する科目及び特別活動を四年間（埼玉県教育委員会規則で定める場合は、その定める期間）で履修する学習計画を有すると認められるもの

三 単位制による課程に在学する生徒で、第一号のイから八までに該当し、かつ、当該生徒が在学する高等学校における所定の各教科に属する科目及び特別活動を四年以内で履修する学習計画を有すると認められるものであつて、修学奨励費の貸与を受けようとする年度に履修する単位数が十八単位以上であるもの

（修学奨励費の貸与の額）

第三条 修学奨励費の貸与の額は、月額一万四千元とする。

（修学奨励費の貸与期間）

第四条 修学奨励費の貸与期間は、貸与の決定を受けるに至つた月から定時制の課程、第二条第二号に規定する通信制の課程（以下「通信制の課程」という。）又は単位制による課程を修了する月までの間で、貸与を受けた月数を通算して四年を限度として、埼玉県教育委員会が定める。

（修学奨励費の交付）

第五条 修学奨励費は、毎月当該月分を本人に交付する。ただし、特別の事情があるときは、三月分を限度として合わせて交付することができる。

（修学奨励費の貸与の取消し又は停止）

第六条 修学奨励費の貸与の決定を受けた次の各号の一に掲げる課程に在学する生徒が、それぞれ当該各号に定める場合に該当するとき、又は修学奨励費の貸与の目的を達成する見込みがなくなつた

と認められるときは、修学奨励費の貸与の決定を取り消すものとする。

- 一 定時制の課程 次のいずれかの場合
 - イ 定時制の課程に在学する生徒でなくなつた場合
 - ロ 第二条第一号のイから八までに該当する者でなくなつた場合
 - ハ 修学奨励費の貸与を受けることを辞退した場合
 - 二 通信制の課程 次のいずれかの場合
 - イ 通信制の課程に在学する生徒でなくなつた場合
 - ロ 前号のロ又は八に該当する場合
 - ハ 入学後の各学年における各教科に属する科目及び特別活動の履修状況により、当該生徒の在学する高等学校における所定の各教科に属する科目及び特別活動を四年間（埼玉県教育委員会規則で定める場合は、その定める期間）で履修することが不可能であると認められるに至つた場合
 - 三 単位制による課程 次のいずれかの場合
 - イ 単位制による課程に在学する生徒でなくなつた場合
 - ロ 第一号のロ又は八に該当する場合
 - ハ 入学後の各教科に属する科目及び特別活動の履修状況により、当該生徒の在学する高等学校における所定の各教科に属する科目及び特別活動を四年以内で履修することが不可能であると認められるに至つた場合
- 2 修学奨励費の貸与の決定を受けた次の各号の一に掲げる課程に在学する生徒が、それぞれ当該各号に定める場合に該当するときは、修学奨励費の交付を停止するものとする。
- 一 定時制の課程 次のいずれかの場合
 - イ 休学し、又は長期にわたつて欠席した場合
 - ロ 進級できなかつたため、同一学年を重ねて履修する場合
 - 二 通信制の課程 休学し、又は長期にわたつて添削指導、面接指導、試験等を受けなかつた場合
 - 三 単位制による課程 第一号のイ又は前号に該当する場合
- 3 前項第一号のロに該当する場合において、前年度以前の同一学年内に修学奨励費の貸与を受けなかつた期間があるときは、当該期間に相当する期間については、修学奨励費の交付を停止しないことができる。

（返還債務の免除）

第七条 修学奨励費の貸与を受けた者が定時制の課程、通信制の課程又は単位制による課程を卒業したとき、その他埼玉県教育委員会がこれと同等の理由があるものとして別に認めるときは、貸与した修学奨励費の返還の債務を免除する。

- 2 修学奨励費の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の著しい障害により修学奨励費を返還することができなくなつたときは、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十五条第三項の規定に準じて、貸与した修学奨励費の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（修学奨励費の返還）

第八条 第六条第一項の規定により修学奨励費の貸与の決定を取り消された者は、当該取り消された日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により修学奨励費を返還しなければならない。この場合において、当該取り消された者は、繰り上げて返還することができる。

（返還債務の履行猶予）

第九条 修学奨励費の貸与を受けた者が貸与の期間満了後、引き続き定時制の課程、通信制の課程又は単位制による課程に在学するときは、その期間、修学奨励費の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 2 修学奨励費の貸与を受けた者が第六条第一項の規定により修学奨励費の貸与の決定を取り消された後、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学奨励費の返還の債務の履行を猶予するものとする。
 - 一 高等学校、高等専門学校又は大学に在学するとき。
 - 二 災害、病気その他やむを得ない理由があるとき。

- 3 前項第二号に該当するときの猶予の期間は、一年以内とし、更に必要に応じて一年以内の期間をもつて延長することができる。ただし、通算して五年を超えることができない。

(延滞利息)

第十条 修学奨励費の貸与を受けた者が、正当な理由がなく修学奨励費を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年十・九五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるときは、これを支払うことを要しない。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日以後に定時制の課程の第一学年に入学若しくは転学又は転籍した者に係る修学奨励費から適用する。

附 則 (昭和五十一年三月三十日条例第三十八号)

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に県内の高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に在学する生徒及び昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に当該課程の第二学年以上の学年に、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に当該課程の第三学年以上の学年に、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に当該課程の第四学年に入学し、転学し、又は転籍する生徒に係る修学奨励費の貸与の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に県内の高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に在学する生徒又は昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に当該課程の第二学年以上の学年に、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に当該課程の第三学年以上の学年に、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に当該課程の第四学年に入学し、転学し、若しくは転籍する生徒が、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間にあつては第二学年に、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間にあつては第三学年又は第二学年に、昭和五十四年四月一日以降にあつては第四学年、第三学年又は第二学年に在学する場合において、はじめて修学奨励費の貸与を受けるに至るときは、前項の規定にかかわらず、改正後の埼玉県高等学校定時制課程生徒修学奨励費貸与条例第三条の規定を適用する。

附 則 (昭和五十一年十二月二十四日条例第七十二号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例の規定は、昭和五十一年四月一日以後通信制の課程の第一学年に、昭和五十二年四月一日以後当該課程の第二学年に、昭和五十三年四月一日以後当該課程の第三学年に、昭和五十四年四月一日以後当該課程の第四学年に入学し、若しくは転学し、又は転籍する者について適用する。

附 則 (昭和五十三年三月三十一日条例第二十四号)

- 1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第三条の規定は、この条例の施行の日以後に高等学校の定時制課程又は通信制課程の第一学年に入学する者(以下「昭和五十三年度以後入学者」という。)及びこの条例の施行の日以後に高等学校の定時制課程又は通信制課程に転学、転籍等をした者のうち昭和五十三年度以後入学者と同一の学年に属することとなつた者について適用し、この条例の施行の日前に高等学校の定時制課程又は通信制課程に入学した者(昭和五十三年度以後入学者と同一学年に属することとなつた者を除く。以下「昭和五十二年度以前入学者」という。)及びこの条例の施行の日以後に高等学校の定時制課程又は通信制課程に転学、転籍等をした者のうち昭和五十二年度以前入学者と同一の学年に属することとなつた者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十三年七月七日条例第四十四号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十四年七月十日条例第四十二号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十五年八月五日条例第四十号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一号イ及び第三条の規定は、昭和五十五年四月一日（次項において「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の第三条の規定は、適用日以後に高等学校の定時制課程又は通信制課程の第一学年に入学した者（以下「昭和五十五年度以後入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制課程又は通信制課程に転学、転籍等をした者のうち昭和五十五年度以後入学者の在学する学年に属することとなつた者について適用し、適用日前に高等学校の定時制課程又は通信制課程に入学した者（昭和五十五年度以後入学者の在学する学年に属することとなつた者を除く。以下「昭和五十四年度以前入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制課程又は通信制課程に転学、転籍等をした者のうち昭和五十四年度以前入学者の在学する学年に属することとなつた者については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年七月十四日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十六年十月十三日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年七月十二日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十九年八月十日条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和六十年七月九日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（昭和六十一年七月二十五日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六十二年七月七日条例第三十七号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一号イ及び第三条の規定は、昭和六十二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の第三条の規定は、適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第一学年に入学した者（以下「昭和六十二年度以後入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち昭和六十二年度以後入学者の在学する学年に属することとなつた者について適用し、適用日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（昭和六十二年度以後入学者の在学する学年に属することとなつた者を除く。以下「昭和六十一年度以前入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち昭和六十一年度以前入学者の在学する学年に属することとなつた者については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十三年八月十一日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年七月十日条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、平成元年四月一日から適用

する。

附 則（平成二年十月十七日条例第四十七号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年七月十六日条例第四十四号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第一号イ及び第三条の規定は、平成三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

3 改正後の第三条の規定は、適用日以後に高等学校の定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は通信制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）の第一学年に入学した者（以下「平成三年度以後入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成三年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日以後に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者について適用し、適用日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（平成三年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者を除く。以下「平成二年度以前入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成二年度以前入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日前に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成四年八月十九日条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則（平成五年七月十四日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則（平成六年十月十四日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年七月十七日条例第五十一号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イ及び第三条の規定は、平成七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 改正後の第三条の規定は、適用日以後に高等学校の定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は通信制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）の第一学年に入学した者（以下「平成七年度以後入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成七年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日以後に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者について適用し、適用日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（平成七年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者を除く。以下「平成六年度以前入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成六年度以前入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日前に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成八年八月二十日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則（平成九年七月十七日条例第六十七号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イ及び第三条の規定は、平成九年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 改正後の第三条の規定は、適用日以後に高等学校の定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は通信制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）の第

一学年に入学した者（以下「平成九年度以後入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成九年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日以後に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者について適用し、適用日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（平成九年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者を除く。以下「平成八年度以前入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成八年度以前入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日前に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成十年八月十八日条例第四十九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イ及び第三条の規定は、平成十年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の第三条の規定は、適用日以後に高等学校の定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は通信制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）の第一学年に入学した者（以下「平成十年度以後入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成十年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日以後に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者について適用し、適用日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（平成十年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者を除く。以下「平成九年度以前入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成九年度以前入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日前に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年七月十六日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イの規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年八月二十二日条例第六十四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号イ及び第三条の規定は、平成十二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の第三条の規定は、適用日以後に高等学校の定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は通信制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）の第一学年に入学した者（以下「平成十二年度以後入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成十二年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日以後に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者について適用し、適用日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（平成十二年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者を除く。以下「平成十一年度以前入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成十一年度以前入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日前に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年一月五日条例第一号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年七月十七日条例第六十三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条の規定は、平成十三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の第三条の規定は、適用日以後に高等学校の定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は通信制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）の第一学年に入学した者（以下「平成十三年度以後入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成十三年度以後入学者の在学する学

年に属することとなった者並びに適用日以後に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者について適用し、適用日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（平成十三年度以後入学者の在学する学年に属することとなった者を除く。以下「平成十二年度以前入学者」という。）及び適用日以後に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に転学、転籍等をした者のうち平成十二年度以前入学者の在学する学年に属することとなった者並びに適用日前に高等学校の単位制による課程に入学し、又は転学、転籍等をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年七月十五日条例第七十八号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例の規定は、同日以後に埼玉県教育委員会にされた申請について適用する。

附 則（平成十六年三月二十六日条例第三十号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年八月三日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例の規定は、同日以後に埼玉県教育委員会にされた申請について適用する。

附 則（平成十六年十月十五日条例第五十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十月十九日条例第六十二号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。